

被差別部落のネット記事削除求め住民提訴 「差別されない権利侵害」

🔒 有料記事

北沢 祐生 2024年1月25日 9時00分



提訴後の会見で決意を語る原告の長谷川サナエさん（中央）=2024年1月24日、新潟市中央区、北沢 祐生 撮影 



被差別部落に関する記事や動画をウェブサイトに掲載され、「差別されない権利」を侵害されているとして、新潟県内の被差別部落に住む男女3人と部落解放同盟県連合会が24日、サイトの運営者を相手取り、記事の削除や1人あたり220万円の損害賠償を求めて新潟地裁に提訴した。「差別への恐怖の中に身を置かされている」と訴えている。

訴状などによると、サイトは川崎市の出版社の代表が運営しており、被差別部落の地名を具体的に挙げ、代表が撮影した写真とともに記事などを掲載。県内では4市1村の15地域について掲載し、原告2人の実名や経営する会社の写真なども

含まれているという。

原告側は訴状で「自身が暮らす地域が被差別部落であることを全世界にさらされ、具体的差別をいつ、どのような形で受けるかもしれない恐怖の中に身を置かされている」と主張。「差別が拡散される甚大な人権侵害」とも指摘する。

提訴された出版社側は「裁判を起こした」

提訴を受け、出版社代表は取材に、同連合会に関して新潟地裁に裁判を起こしたとし、その裁判と「連動していると考えている」と話した。

この出版社をめぐっては、戦前の報告書「全国部落調査」の復刻出版を告知し、被差別部落の地名リストをサイトに掲載したのに対し、部落出身者らが出版差し止めなどを求めて提訴。東京高裁は昨年6月の判決で、憲法14条などに基づき「差別されない権利」を認めた。

弁護団によると、今回の提訴はこの判断を受けたもので、同種の訴えは、同11月の大阪地裁への仮処分申し立て、翌12月のさいたま地裁への提訴に続き3件目。部落解放同盟幹部によると、さらに四国や中国地方でも提訴へ準備を進めているという。

「家族の命を守るためにひるまない」原告女性

提訴後の記者会見に、長谷川サナエさん(78)=新潟県新発田市=は実名を出して臨んだ。「絶対にひるまない」。そう覚悟を明かした。

一連の訴えで実名を公にしたのは初めて。弁護団によると、さらなる差別につながる恐れがあることから、裁判の原告になることさえ心理的なハードルが高いのが実情という。

長谷川さんは40年ほど前、就職差別に遭って仕事がなかった地域のため、亡夫や仲間とともに会社を立ち上げた。その会社も出版社代表のウェブサイトの記事が掲載された。提訴を2日後に控えた22日、朝礼で二十数人の社員を前に訴訟への決意を語った。

「子ども、孫のためにも部落差別がない社会を」と願い、県内の学校や職場を対象にした講演も地道に続けてきた。それでも差別はなくなり、子や孫の世代が差別への恐怖にさらされている。

「黙っていられないと思った。家族や従業員の命と生活を守っていくのが私の仕事」。会見で力を込めた。

今回の訴訟には、訴え出るのをためらう人たちの代わりとして部落解放同盟県連合会も原告に加わった。執行委員長の長谷川均さん(74)は「多くの仲間がつらい思いをしている。野放しに差別が広がっていくことを阻止する」と訴えた。

弁護団長の河村健夫弁護士は「『差別されない権利』をさらに実質化すべく、全国津々浦々で被告を許さないという闘いを繰り広げたい」と語った。(北沢祐生)

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.